

平成19年度事業計画書

1] クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する人材育成 (定款第4条第1項関係)

- 1、音楽文化シンポジウムを開催し音楽事業関係者及び一般音楽愛好家の音楽活動に関わる活動のレベルアップを行う。(850千円)
- 2、会員社の職員を対象として小規模で実のあるセミナーを開催して、音楽文化・事業に関わる人材のレベルアップを図る。(300千円)
- 3、音楽普及と聴衆拡大に向け、企画力の向上と事業構造の見直しを目指すべく、会員の宿泊研修会を開催する。【中央会申請】(1,750千円)
- 4、インターンシップ実習制度など人材育成のより実践的な取り組みを行う為のシステム構築を関係団体と行う。(500千円)
- 5、音楽関連機関等のアートマネジメント講座等に対し講師を派遣する。(200千円)

2] クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する調査及び研究 (定款第4条第2項関係)

- 1、クラシック音楽の情報一元化プラットフォームの構築に向けて、実現可能な仕組み及び協力団体等との組織化を調査・研究する。
(1] 4項を含む)
- 2、地域音楽文化の担い手となると想定されるケーブルテレビ、NPO等の連携の手法を研究する。(500千円)
- 3、文化フォーラムに参画し、国の文化政策への提言を研究する。
(管理費で対応)

3] クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する普及及び啓発 (定款第4条第3項関係)

- 1、舞台芸術事業として文化庁等の普及公演の企画制作を行う。【受託想定】
(19,100千円)
- 2、(財)地域創造の行う公共ホール音楽活性化事業及び音楽活性化支援事業に協力し、登録演奏家の選抜・研修・プレゼンテーションの実施を計り、地域の芸術環境作りに貢献する。(6,800千円)
- 3、(財)地域創造の行う公共ホール音楽活性化アウトリーチフォーラム事業に協力し、新進音楽家の派遣マネジメントを実施する。
(17,500千円)
- 4、会員の行う公演の共同広告事業及びその他の連携事業を行う。
(500千円)

- 5、NECの支援を受け運営している日本人アーティストの国際的認知に向けたWEBサイトの更なる充実と活性化に努めるとともに、音楽ファン向けのWEBサイトを活用したコンサートを開催する。(7, 500千円)
- 6、丸の内元気文化圏構想の受託事業として丸の内コンサートを年間数回開催する。(900千円)

4] クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する知的財産権の維持・管理及び保全 (定款第4条第4項関係)

- 1、コンサートフォーラムに参加し、コンサート約款の整備及びコンサートに関わる法的な整備について検討改定をすすめる。(管理費で対応)
- 2、音楽配信事業について、クラシック音楽界としての取り組み方を検討する。(2]の2項を含む)

5] クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する情報収集及び提供事業 (定款第4条第5項関係)

- 1、クラシック音楽事業ガイド2007の発刊と2008年版の発刊に向けた情報収集。(2, 300千円)
- 2、音楽関係団体及び公共ホール等関係者へのネット配信のためのデータベースの構築を行なう。(500千円)
- 3、クラシック音楽演奏家人名録(仮称)の2009年発刊に向けて準備する。(管理費で対応)

6] クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する内外関係機関との交流 (定款第4条第6項関係)

- 1、アジアの諸国の文化団体、機関、文化施設との交流を強化しアジアクラシックネットワークを構築する。(1, 000千円)
- 2、IAMAとの交流進展を更に進める。(6]の1項を含む)
- 3、日本において活躍する音楽家の海外への紹介を強化する。(3]の4項を含む)

7] その他本会の目的を達成する為の事業 (定款第4条第7項関係)

- 1、芸術文化都市を創ろうネットワーク事業への協力。(2, 200千円)
- 2、事業環境整備のための諸活動を行う。(管理費で対応)
 - ※海外との二重源泉税の解消
 - ※招聘ビザの手続きの更なる簡素化
 - ※著作権延長問題及び使用料の問題
 - ※法改正に関する会員への伝達・コンプライアンスの遵守(総事業予算 62, 400千円)